

悪質商法やもうけ話にご用心！

－平成22年度の消費生活相談の状況－

平成22年度(平成22年4月～平成23年3月)に県消費生活センターと県内4ヶ所の県民センターの相談窓口によせられた消費生活相談の状況がまとまりました。

- ①相談件数は6,327件で、前年度に比べ(以下同じ)20.8%減少し、うち「架空請求」などの「振り込め詐欺」についての相談は142件(83.0%減)と激減しました。
(相談件数のピークは平成16年度の19,393件で、うち「振り込め詐欺」の相談件数は8,928件)
- ②相談1件あたりの契約金額は、約150万円(6.1%減)と依然高額です。
- ③多重債務の相談は279件で、32.4%減少しました。
- ④どういう仕組みでお金が儲かるのか不明な「うまいもうけ話」についての相談は52件で、67.5%減と大幅に減少しました。1件あたりの相談金額は69.8%増と大幅に増加しました。
- ⑤このほか、点検商法など訪問販売における悪質商法についての相談が相変わらずあるほか、未公開株などの勧誘をめぐるトラブルも目立ちます。

1 相談状況

(1)相談件数は6,327件で、20.8%減少

①全体状況(表1、2、3)

- ・相談件数は6,327件で、前年度の7,985件に比べ1,658件(20.8%)減少し、平成16年度(19,393件)をピークとし、連続的に減少している。
- ・年代別では、相談総数減少に伴いほとんどの年代で前年度から70%～80%減少しているが、20歳未満の若年層は横ばいとなっている。
- ・男女別の構成比はほぼ例年並だった。

②商品・役務別の状況(表4、5)

- ・「放送・コンテンツ等」「融資サービス」「商品一般」の順が多い。
- ・「放送・コンテンツ等」は、インターネットのサイト利用などに係る不当請求・架空請求などがその主な内容であり、高年齢層を除き各年代とも多く、20歳未満では、相談の大半を占めている。
- ・「融資サービス」は、多重債務のほか、グレーゾーン金利に係る過払い金返還請求の相談などであり、20歳以上の各層で多い。
- ・「他の行政サービス」は、前年度に定額給付金にかかる相談が多くあったが、激減した。

③販売購入形態別の状況(表 6、7、8)

- ・インターネットの普及・進展に伴い、「通信販売」が「店舗購入」に次ぎ多く、次いで「訪問販売」「電話勧誘販売」となっているが、特に 70 歳以上の高年齢層では、「電話勧誘販売」「訪問販売」が目立つ。
- ・販売購入形態別の商品・役務別件数をみると、『通信販売』での「放送・コンテンツ等」、『電話勧誘販売』での「インターネット通信サービス（光ファイバー回線接続等）」、『訪問販売』での「書籍・印刷物（新聞勧誘）」、「空調・冷暖房・給湯設備」、等が特徴的である。
- ・「通信販売」では、携帯電話、パソコンでのアダルトサイトへの誘導、デジタルコンテンツ等が大半を占めている。
- ・また「電話勧誘販売」では、未公開株や社債の購入の勧誘などについての相談が多く、高値で買い取るなどと別の業者が電話をかけてくる「劇場型」など、新たな手口が出てきている。（【事例 1】参照）
- ・「訪問販売」については、点検を名目に家庭を訪問し、建物の修繕などを強引に契約させる「点検商法」や、格安な日用品で、本当の目的を告げずに集客し、異様な雰囲気の中で高額な布団などを売りつける「催眠商法」など、悪質商法についての相談も高齢者を中心に相変わらず目立っている。

(2)相談1件あたりの金額は依然高額(表 9)

- ・相談 1 件あたりの契約金額(金額が明らかなもののみ)は 1,499,477 円で、前年度に比べ 6.1%減であるが、依然高額である。

(3)「振り込め詐欺」は大幅減(表 10)

- ・「振り込め詐欺」に関する相談件数は 142 件で、前年度の 836 件に比べ 694 件(83.0%)減少となった。
(相談件数のピークである平成 16 年度の振り込め詐欺の相談件数は 8,928 件)
- ・これは、消費者の意識の高まりや金融機関など関係機関の取組みによるものと考えられる。
- ・タイプ別では多い順に「架空請求」が 140 件(前年度比 685 件(83.0%)減)、「融資保証金詐欺」が 2 件(前年度比 4 件(66.7%)減)となっており、「オレオレ詐欺」「還付金等詐欺」は相談がなかった。
- ・被害金額は、総額は 1,053,835 円(前年度 3,302,200 円)で大幅減、1 件あたりの金額は 351,278 円(前年度 330,220 円)となっている。

(4)「多重債務」は減少(表 11)

- ・複数の金融機関からの借入金の返済のために次々と借金を重ねる「多重債務」に関する相談は 279 件で、前年度の 413 件に比べ 134 件(32.4%)減少した。

(5)「うまいもうけ話」は相談件数減少、被害額増加(表 12)

- ・どうやってお金がもうかるのか仕組みのよくわからない、高収入をうたった「うまいもうけ話」に関する相談件数は 52 件で、前年度の 160 件に比べ 108 件(64.9%)減)と減少した。
- ・これは、「ファンドへの出資」「ネット上の仮想空間サービスで使用されるコンテンツへの投資」などについての相談が多かったことによる。(【事例 2】参照)
- ・契約金額(金額が明らかなもののみ)は、総額 183,666,400 円(前年度比 52.5%減)と減少したが、1 件あたりの金額は 4,591,660 円(前年度比 69.8%増)と大幅に増加した。

2 県民への呼びかけ

- (1) 悪質商法や振り込め詐欺の手口はますます巧妙・悪質化し、被害が引き続き発生しており、十分注意する必要があります。
- (2) ① 不必要なものや納得できないものは、きっぱりと断る。
② 「無料」などの言葉を安易に信じない。
③ 心あたりのない架空請求や不当な請求には決して応じない。
④ 借金の返済のための借金はしない。
⑤ 「うまい話」にはのらない。
など、一人一人が常に自分と自分の財産を守る自己防衛意識を持ちましょう。
- (3) ひとり暮らしの高齢者の方は特に狙われやすいので、まわりの方も気をつけてあげましょう。
- (4) 不審な時、不安な時、困った時には、いつでも、なんでも、まずは、消費生活センターなどの相談窓口にご相談しましょう。

【県の消費生活相談窓口】

【消費生活センター・県民センター】

- 消費生活センター(087)833-0999 多重債務・ヤミ金融専用(087)834-0008
- 東讃県民センター(0879)42-1200 ● 小豆県民センター(0879)62-2269
- 中讃県民センター(0877)62-9600 ● 西讃県民センター(0875)25-5135

【警察】

- 警察総合相談センター(087)831-0110
- 各警察署の「警察安全相談」 各警察署の代表番号へ

【事例1】

電話勧誘で未公開株を勧められ5株購入。1株25万円だが上場したら55万円位になるとのことであった。ずっとそのままにしておいたところ、昨年9月に別会社より電話があり、その株の上場が決まったが10株からでないと売却できない、あと5株買うようにと言われ1株20万円、5株分100万円支払った。その後11月に法律事務所を名乗る電話があり、購入した株は詐欺であるのでその金を取り戻してあげる、手続き料として120万円を支払うように言われ支払った。数日してその法律事務所に電話をしたが不通になっていた。

(60歳代 男性)

【事例2】

外国のファンドを勧める封書が自宅に届き中身を見てみると「全国で49人だけがこの株券を買う権利がある、絶好のチャンスです。」と書いてあったが信用できないので無視していた。後日別の会社から電話があり、その外国ファンドを買ったら倍の金額で買い取って次の日に家までお金を持って行ってあげるとか、近隣の人も買ってとても喜んでいるなどと言われたので、倍になるのなら1,000万円投資しようと思うが信用できるか。

(70歳代 女性)